津幡町公告第５８号

津幡農業振興地域整備計画の変更の決定及び縦覧公告について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第１項の規定により津幡農業振興地域整備計画を令和８年１１月１６日に変更したので、同条第４項で準用する同法第１２条第１項の規定に基づき公告し、併せて同法第１１条第２項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理結果を次のとおり公告する。

また、当該変更後の津幡農業振興地域整備計画書を同法第１３条第４項で準用する同法第１２条第２項の規定に基づき、津幡町産業建設部農林振興課において縦覧に供する。

令和８年１１月１６日

津幡町長　　吉田　克也

意見書の要旨及び当該意見書の処理結果

意見書の提出なし